

「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況

令和元年11月6日
金 融 庁

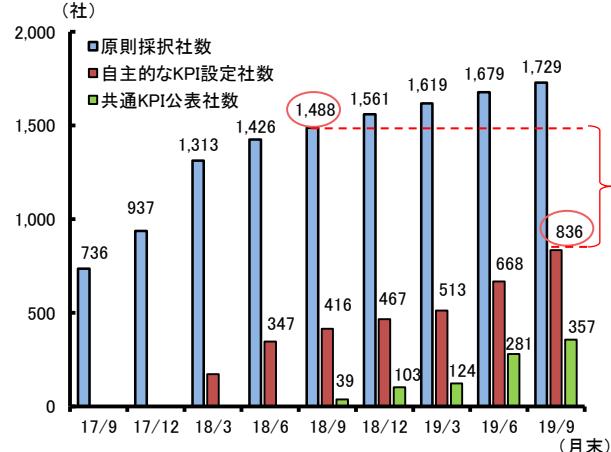


1. 「原則」の採択・KPIの公表状況（1）

【「原則」採択・KPIの公表は、量的には拡大】

- 19年9月末までに「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を採択し取組方針を公表した金融事業者（以下、事業者）は1,729社（18年9月末比241社増加）。業態的には、保険会社等・金商業者等へ、同一業態内でも、大手から中小規模事業者へ、と広がりを見せる。
- うち836社（同420社増加）が「自主的なKPI」を、357社（同318社増加）が「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」（以下、「共通KPI」）を公表。

■「原則」採択事業者数及び
自主的なKPI・共通KPI公表事業者数



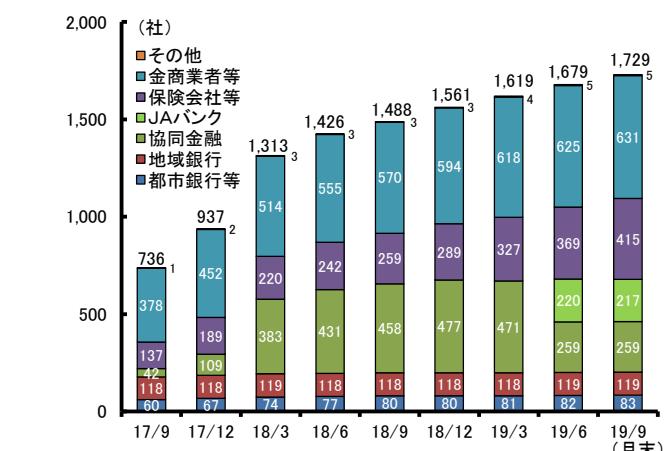
(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計

(注2)「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計

(注3) ★は、「原則」採択から1年経過しても取組成果未公表の事業者（「原則」採択の目的化懸念）

(資料)金融庁

■「原則」採択事業者数の推移（業態別）

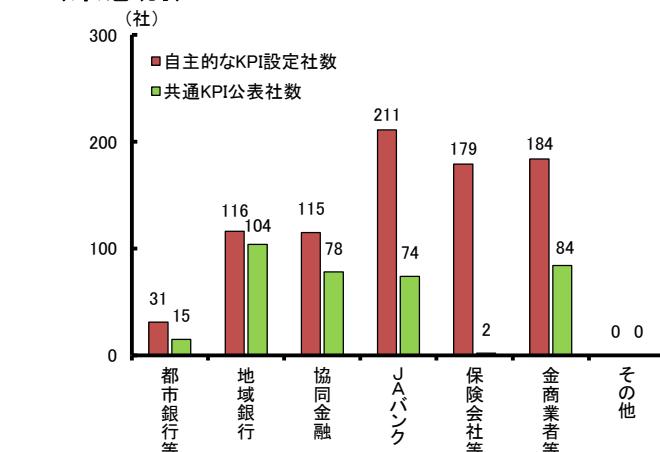


(注1)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む

(注2)JA/パンクには、JA/パンク全体の共通KPIを公表している先(42)、所在する府県単位の数値を公表している先(94)、個別JA単位の数値を公表している先(74)と、公表単位に違いがあり。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JA/パンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者に含む

(注3)JA/パンクは、JA/パンク全体の共通KPIを公表している先(42)、所在する府県単位の数値を公表している先(94)、個別JA単位の数値を公表している先(74)と、公表単位に違いがあり。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JA/パンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者に含む

■自主的なKPI及び共通KPI公表事業者（業態別）



注1)19年9月末時点

注2)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む

注3)JA/パンクは、JA/パンク全体の共通KPIを公表している先(42)、所在する府県単位の数値を公表している先(94)、個別JA単位の数値を公表している先(74)と、公表単位に違いがあり。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JA/パンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者に含む

(資料)金融庁

1. 「原則」の採択・KPI の公表状況 (2)

【公表姿勢に関しては、依然、一部に懸念事例あり】

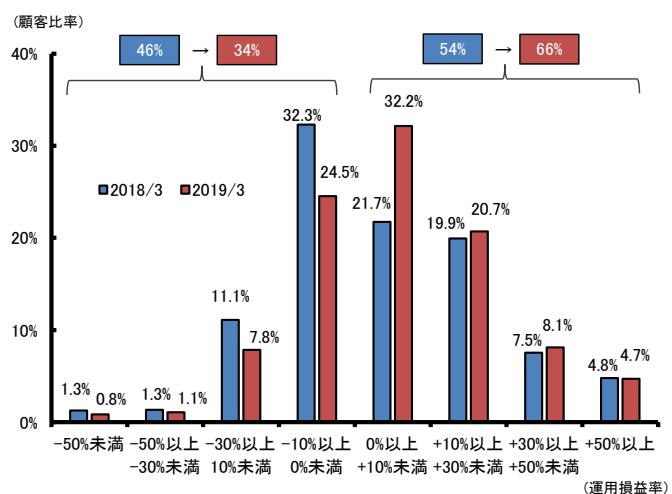
- 量的拡大の一方で、取組方針の公表状況については、依然として、「原則」の文言を、過度に簡略化したり若干変えたりした程度のものなど、「原則」の趣旨を自ら咀嚼し、具体的に実践する姿勢が欠如していると考えられる事例が散見され、明確な取組方針の公表が望まれる。
- KPI(取組成果)については、取組方針上は、取組成果を「定期的に公表する」と記載しているにも係らず、未公表な先が見られ、採択事業者には、「原則」*に則り、取組成果(自主的なKPIや共通KPI)の公表が望まれる。
 - * 原則1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。
- このほか、取組成果として、投資信託の共通KPIのみの公表に止まり、その他の取組成果が未公表であったり、定性情報のみで定量情報がなく、進捗状況がわかりにくい事例も見られる。
- また、当庁の顧客意識調査において、自主的なKPIの中には、顧客の関心度が低い指標もあるとの分析結果が得られており、顧客にとって真に必要な情報が何かの観点で、現行指標を精査した上で、必要に応じて、現行指標の見直しや新たな指標の設定が望まれる。

2. 共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 ①

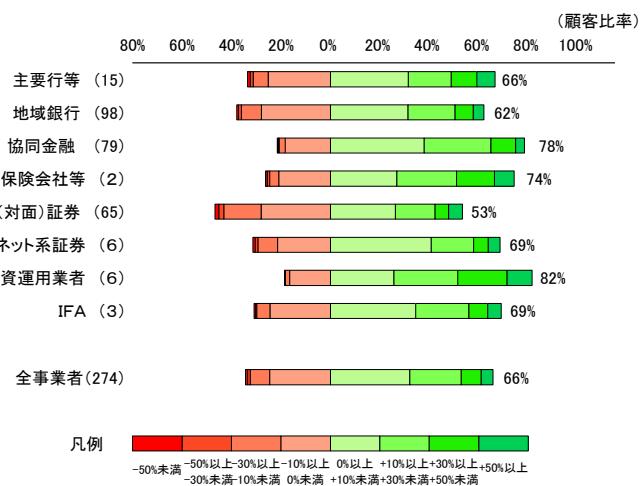
【運用損益率0%以上顧客比率は前年比12%改善（単純平均ベース）】 ←従来の公表ベース

- 19年9月末時点で、19年3月末基準の運用損益率0%以上顧客比率（単純平均）は、全業態平均で66%（274社平均）と、前年比12%上昇。ボリュームゾーンは、-10%以上0%未満（18年3月末基準）から、0%以上+10%未満（19年3月末基準）へシフト。（前回報告時と同様）業態別では、対面証券や地域銀行対比、投資運用会社や協同金融が良好な水準。

■投資信託の運用損益別顧客比率（全公表事業者の単純平均）



■投資信託の運用損益別顧客比率（業態別の単純平均）



(注1)18年3月末基準は、19年9月末までに金融庁に報告があった金融事業者（137先）の公表データを集計（単純平均）

19年3月末基準は、19年9月末までに金融庁に報告があった金融事業者（274先）の公表データを集計（単純平均）

(注2)JA/パンクは全国ベースの数値を計上

(資料)金融庁

(注1)基準日19年3月末。19年9月末までに金融庁に報告があった金融事業者（274先）の公表データを集計（単純平均）

(注2)各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合（小数点以下四捨五入）

(注3)各業態の右側の()内数値は、公表先数

(注4)協同金融にJA/パンクを含む

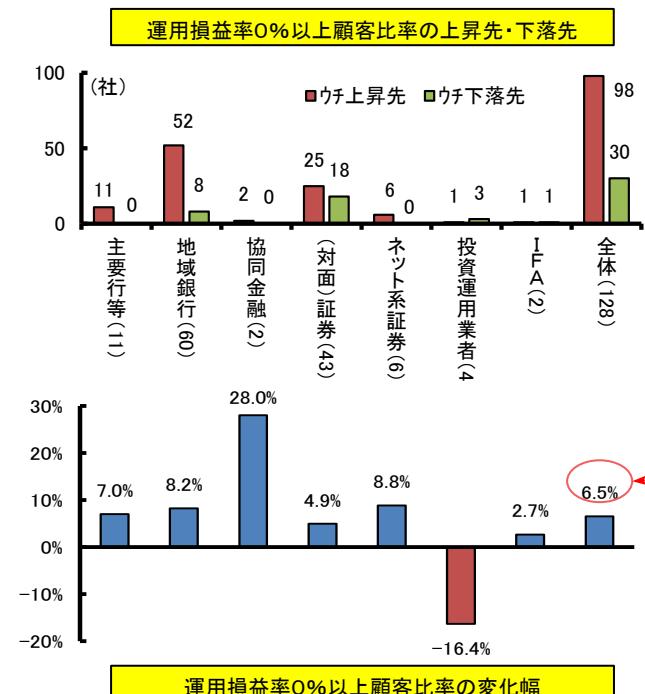
(資料)金融庁

2. 共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 ②

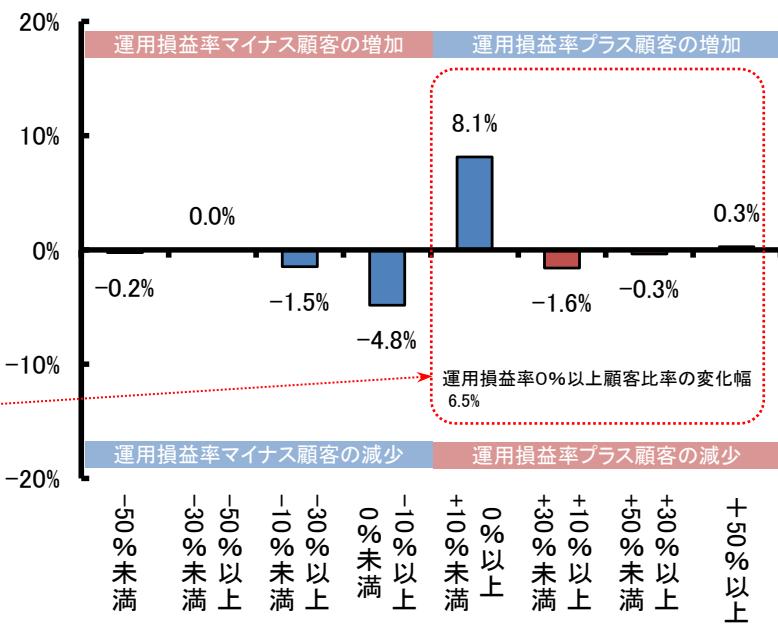
【時系列公表先の運用損益率0%以上顧客比率は前年比6.5%改善（単純平均ベース）】

- 運用損益別顧客比率については、128社（19年6月末対比 20社増加）が、時系列公表。主要行等や地域銀行で、運用損益率0%以上顧客比率が上昇した先が多い一方、対面証券では、下落先が多い。その他の業態では対象先数が少なく、傾向確認に至らず。

■投資信託の運用損益率0%以上顧客比率の時系列変化の状況 (単純平均；業態別)



■投資信託の運用損益率区分別の時系列変化(単純平均；全業態)



(注1)運用損益別顧客比率を、18年3月末基準・19年3月末基準いずれに関しても公表（時系列公表）し、19年9月末までに金融庁に報告があった事業者（128社）を集計（保険は該当なし）。（）内の数字は、該当事業者数

(注2)協同金融は信金・信組・労金。JA/銀行は該当なし。

(資料)金融庁

(注1)19年9月末までに金融庁に報告があった金融事業者（128社）

(注2)今回、協同金融は信金・信組・労金。JA/銀行は該当なし。

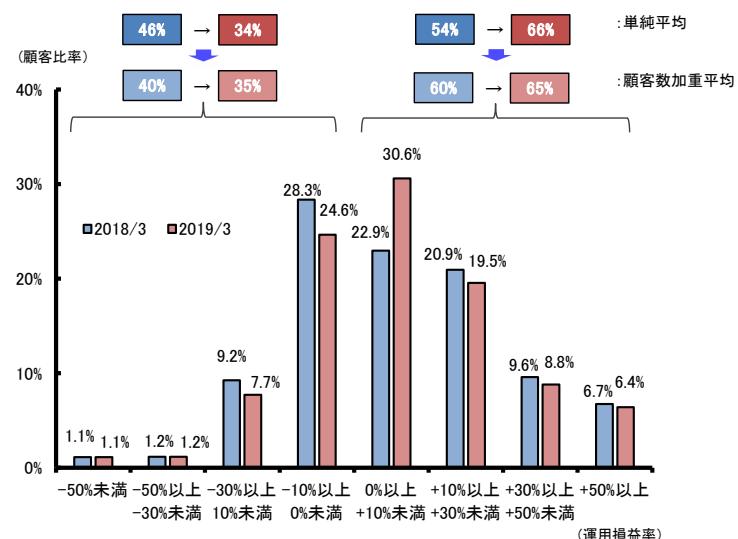
(資料)金融庁

2. 共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 ③

【運用損益率0%以上の顧客比率を、保有顧客数加重平均で見ると、業態別で変化にバラつきあり】

- 運用損益別顧客比率における分析の精緻化を図るべく、各社の顧客数を加味（保有顧客数加重平均化）したところ、運用損益率0%以上の顧客比率は、単純平均に比して、18年3月末値が6%上昇（54→60%）、19年3月末基準値では1%低下（66→65%）し、上昇幅は5%となった。投資信託保有顧客の約2/3が運用収益である状況は変わらず。（19年3月末基準）
- 一方、加重平均にすることにより、19年3月末基準の運用損益率0%以上顧客比率に変化が見られた業態は、対面証券（14%上昇）、ネット証券（6%上昇）、投資運用業者（6%低下）。

■投資信託の運用損益別顧客比率（保有顧客数加重平均）



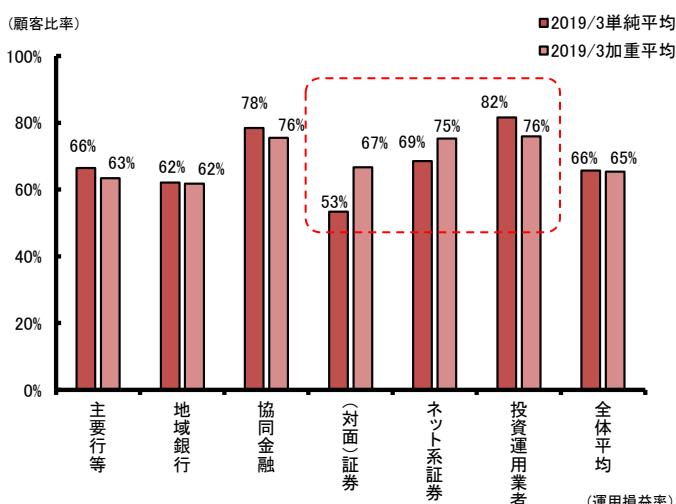
(注1)18年3月末基準は、19年9月末までに金融庁に報告があり、保有顧客数の確認された金融事業者(113先)の公表データを集計(顧客数加重平均)

19年3月末基準は、19年9月末までに金融庁に報告があり、保有顧客数の確認された金融事業者(208先)の公表データを集計(顧客数加重平均)

(注2)JA/パンクは全国ベースの数値を計上

(資料)金融庁

■投資信託の運用損益率0%以上顧客比率（単純平均と保有顧客数加重平均との比較；業態別）



(注1)単純平均は、19年9月末までに金融庁に報告があった金融事業者(274先)の公表データを集計

顧客数加重平均は、19年9月末までに金融庁に報告があり、かつ顧客数を確認できた金融事業者(208先)の公表データを集計(保険会社、IFAは該当なし)

(注2)JA/パンクは全国ベースの数値を計上

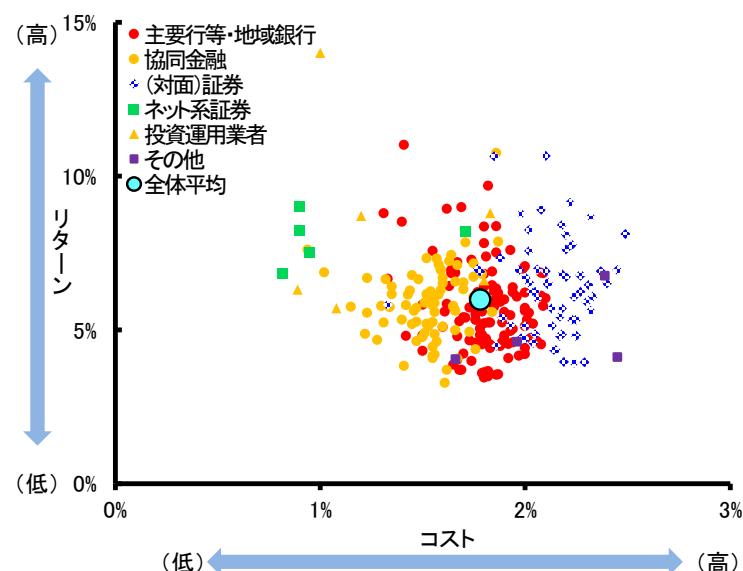
(資料)金融庁

2. 共通KPI – (2) 預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

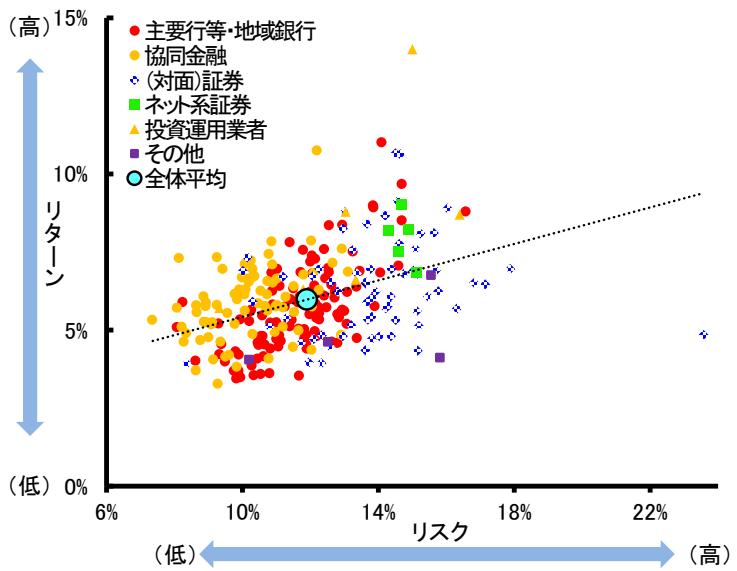
【業態的にはバラつきあり】

- コスト・リターン/リスク・リターンの業態別傾向は前回報告時から変わらず。ネット系証券や投信会社では、低コスト・高リスクで高リターンを、協同金融では、低コスト・低リスクで全業態平均的なリターンを確保。

■投資信託のコスト・リターン(全公表事業者)



■投資信託のリスク・リターン(全公表事業者)



(注1)基準日は19年3月末

(注2)19年9月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(270社)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む

(注3)コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)

(資料)金融庁

(注1)基準日は19年3月末

(注2)19年9月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(270社)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む

(注3)リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)

(注4)図の点線は回帰直線

(資料)金融庁

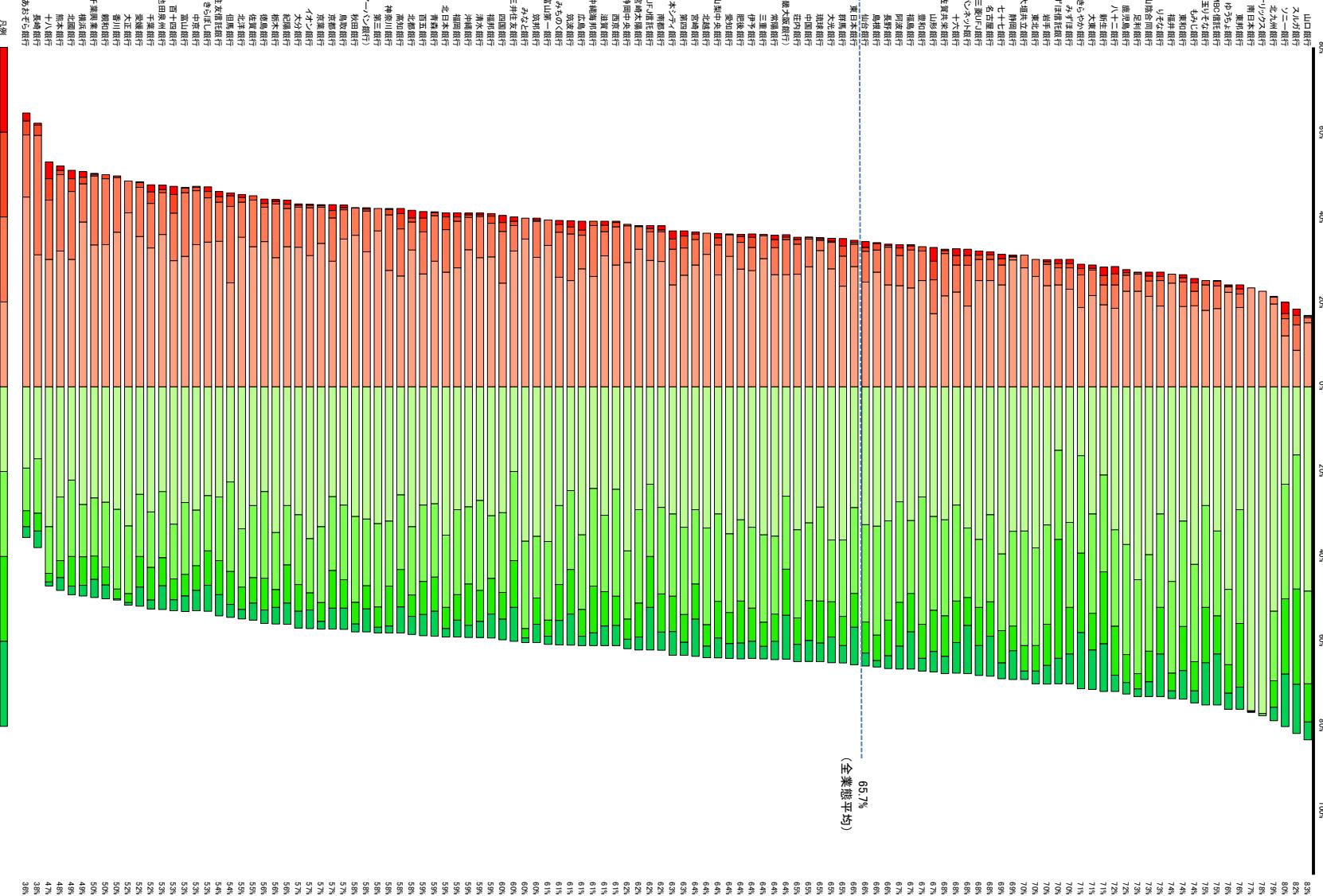
3. 共通KPIに関する公表状況

【引き続き、投資信託の販売会社には、共通KPIの時系列での公表や、分析結果等の提供を期待】

- 18年3月末基準の共通KPIを公表しているにも係らず、19年3月末基準を公表していない事業者も散見される。
- 一方で、共通KPIに加え、関連する自主的なKPIもあわせて公表する販売会社も一部に見られる。
 - 全部売却・償還された銘柄も含めた運用損益率0%以上の顧客割合
 - 損益計算の分母を(評価額ではなく)投資額累計で算出
 - 口座開設年別損益状況
 - 投資期間(保有期間)別損益状況
 - 平均保有期間5年以上顧客の損益状況
 - 5年以上継続積立顧客の運用損益プラス比率の推移
 - ファンド(長期・分散・積立)別運用損益プラス顧客比率
- これらは、自社の取組成果の明瞭化や「長期・積立・分散」の有効性評価といった各事業者の着意を示すもの。金融庁として、こうした分析方法や公表先の拡がりを共通KPIの見直し(改善)を検討する際の参考としたい。

【參考】共通KPI –(1) 運用損益別顧客比率（投資信託-①）

■運用損益別顧客比率(主要行等・地域銀行)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1)基準日は19年3月末

三

主1) 基準日は19年3月末

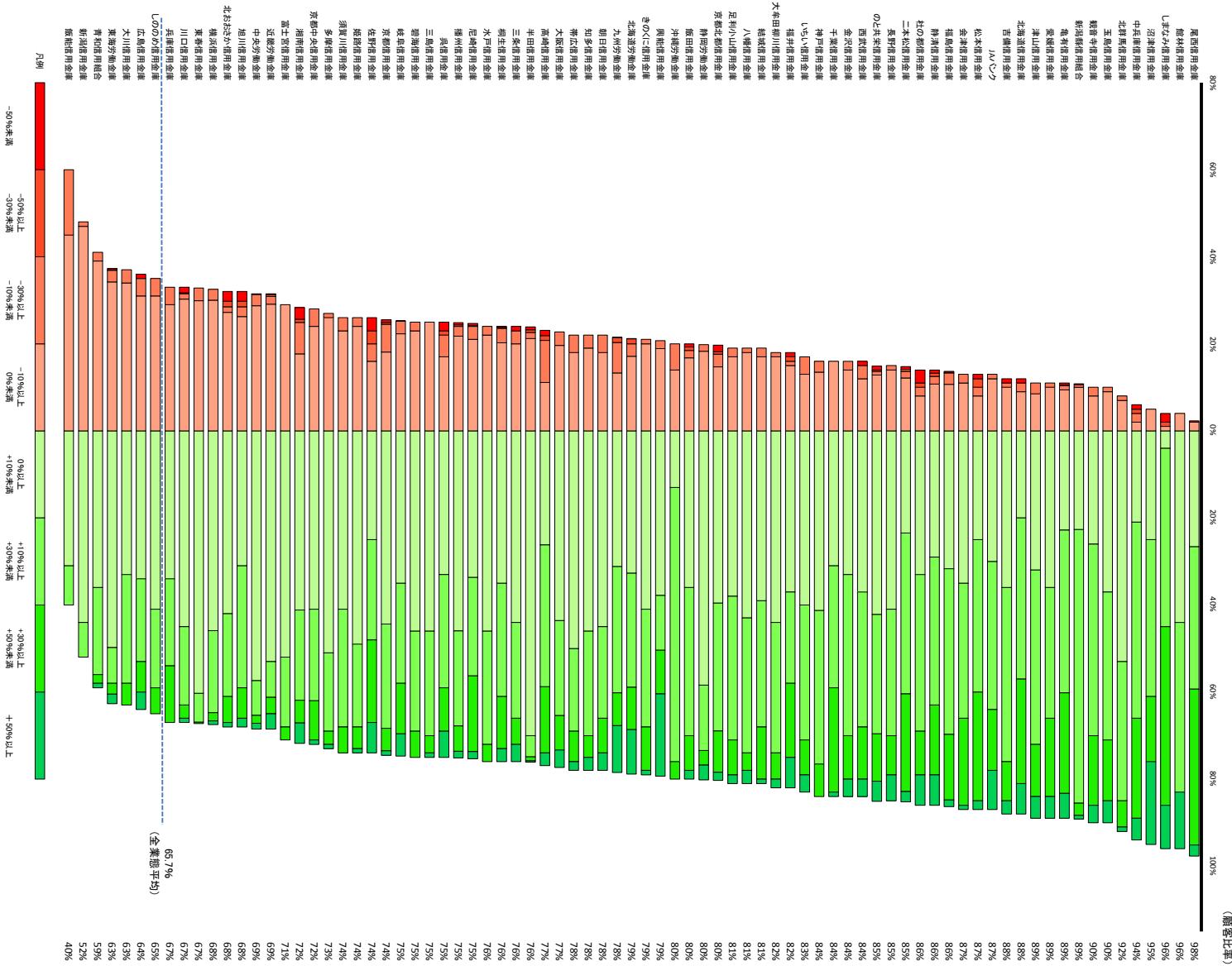
金融庁に報告が来た

十一画·地域翎(113生)

卷之三

〔参考〕共通KPI－(1) 運用損益別顧客比率（投資信託-②）⑨

■運用損益別顧客比率(協同金融)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



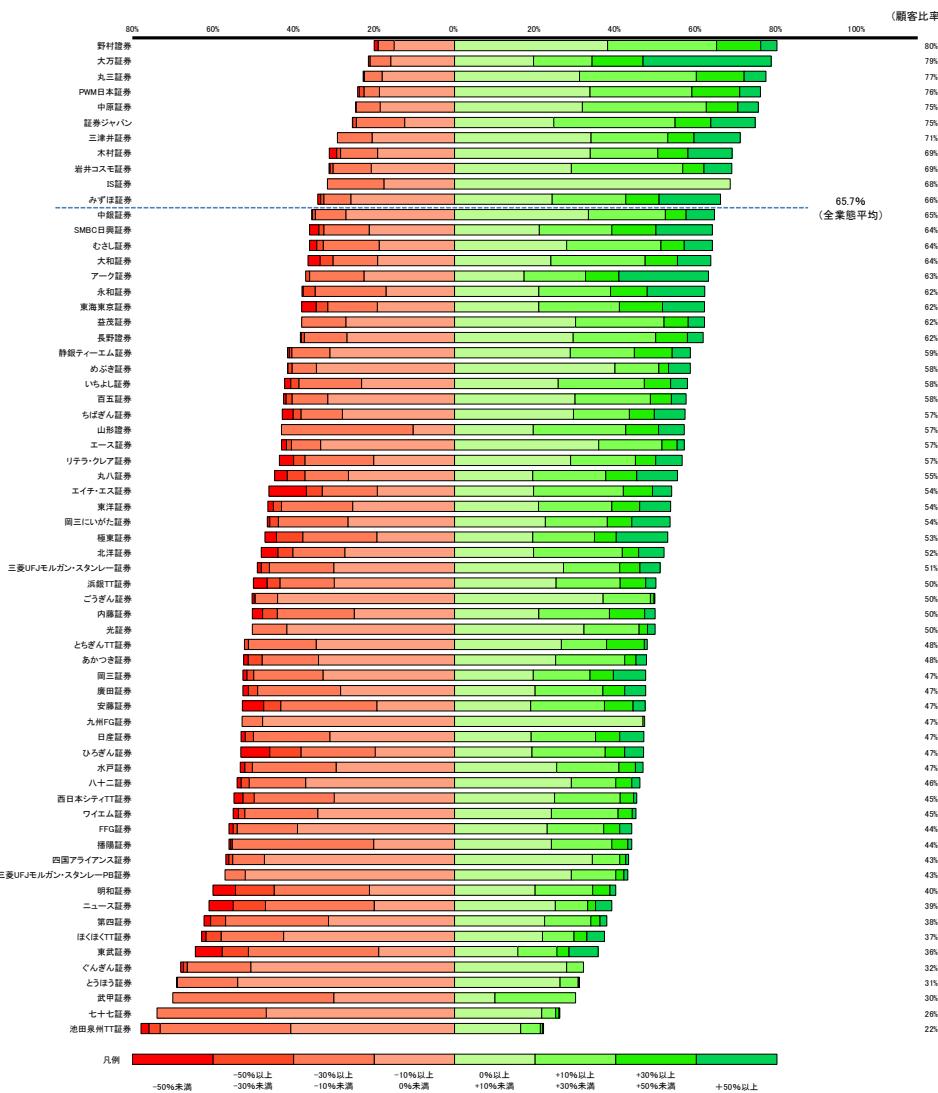
(注1) 基準日は19年3月末

(注3)各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(注4)JAハシケは全国へ一人の数値を計上
(資料)金融庁

【参考】共通KPI-(1) 運用損益別顧客比率（投資信託-③）

■運用損益別顧客比率((対面)証券) (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



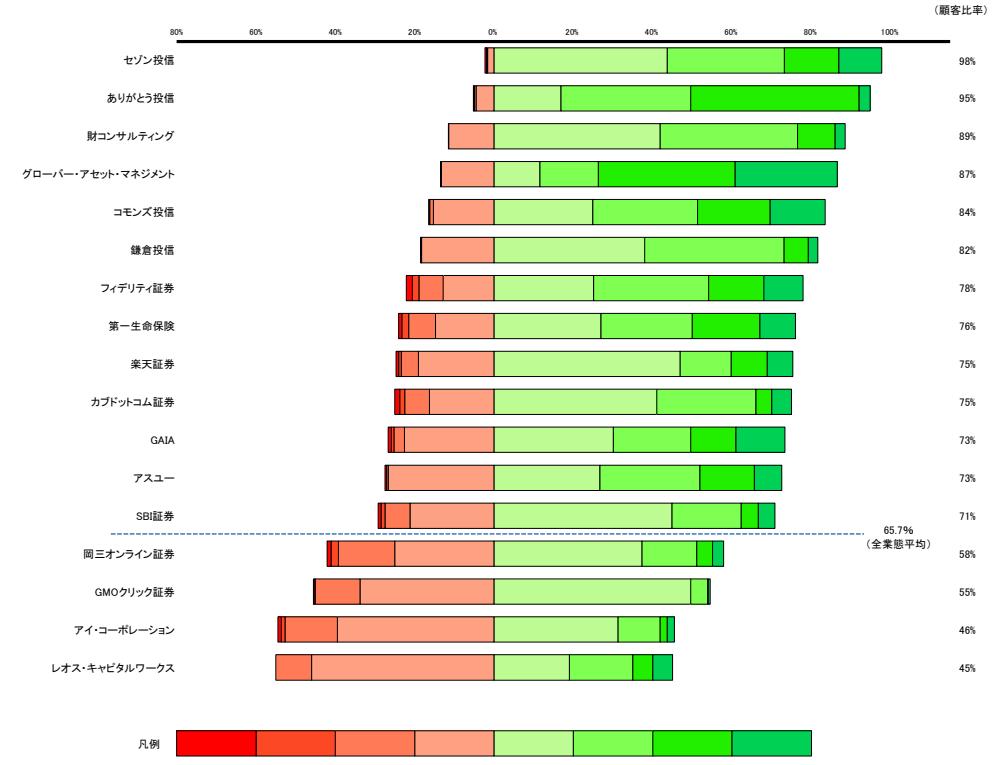
(注1)基準日は19年3月末

(注2)19年9月末までに、金融庁に報告があった証券会社(65先)の公表データを集計

(注3)各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料)金融庁

■運用損益別顧客比率(その他事業者) (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1)基準日は19年3月末

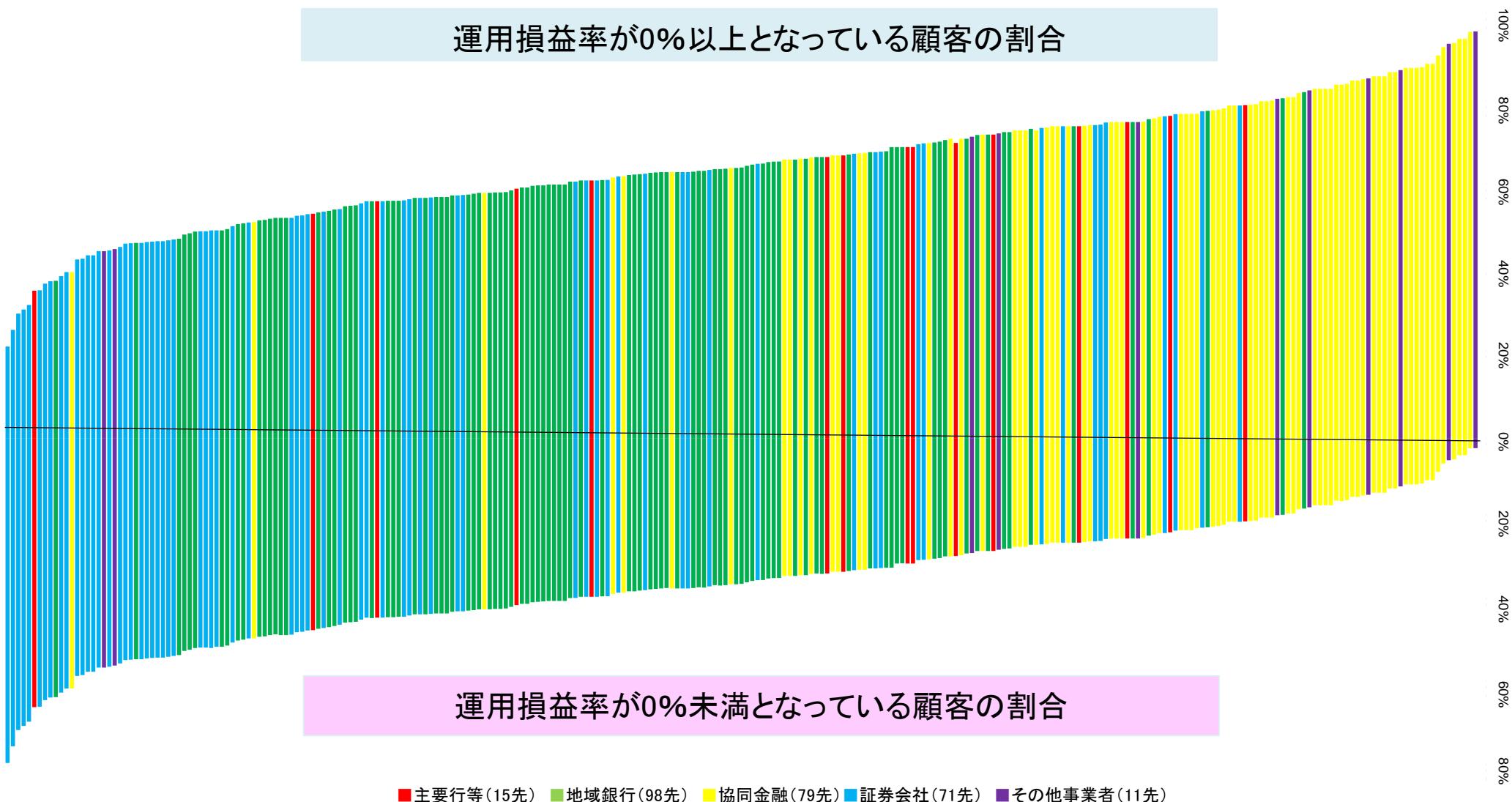
(注2)19年9月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(17先)の公表データを集計

(注3)各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料)金融庁

【参考】共通KPI-(1) 運用損益別顧客比率（投資信託-④）

■運用損益別顧客比率(全業態)(右から、運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1)基準日は19年3月末 (注2)19年9月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(274先)のデータを集計 (注3)その他事業者とは、投資運用会社・IFA・保険会社等 (資料)金融庁